

◎クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律

持の規制等に関する法律

(平成二十二年七月一七法律第八五号)

一、提案理由(平成二十二年六月一九日・衆議院経済産業委員会)

○二階国務大臣 クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

クラスター弾は、その不発弾などが一般市民に甚大な被害を与えてきたことから、規制の必要性について国際的な認識が高まり、平成二十年五月にクラスター弾に関する条約が採択されました。

我が国としても、クラスター弾による一般市民の被害をなくすための国際協力を推進する見地から、平成二十年十二月にこの条約に署名するとともに、早期にその締約国となるべく、今通常国会に条約を提出し、承認をいただいたところであります。

この条約の対象となるクラスター弾等について、製造の禁止や所持の規制等の措置を、我が国においても的確に実施するべく、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、クラスター弾等の製造を禁止します。

第二に、クラスター弾等の探知、除去のための技術開発など、条約で認められた目的で所持する場合を除き、クラスター弾等の所持を禁止します。また、クラスター弾等を所持しようとする者に、経済産業大臣の許可を受ける義務を課すとともに、許可を受けてクラスター弾等を所持している者が、その所持する根拠を失った場合、クラスター弾等を廃棄するなどの義務を課すこと等により、所持の規制を徹底いたします。

その他、条約を的確に実施するため、罰則等の所要の規定を設けます。

以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院経済産業委員長報告(平成二十二年六月二五日)

○東順治君 たいだいま議題となりました三法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し

上げます。

次に、クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案について申し上げます。

我が国は、クラスター弾による一般市民の被害をなくすための国際協力を推進する見地から、昨年十二月、クラスター弾に関する条約に署名を行いました。本案は、条約の内容を的確に実施するため、条約の対象となるクラスター弾等について、製造の禁止や所持の規制などの措置を講ずるものであります。

本委員会においては、六月十九日二階大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、昨日質疑を終了いたしました。質疑終局後、採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

.....(略).....
以上、御報告申し上げます。

三、参議院経済産業委員長報告(平成二十二年七月一日)

○櫻井充君 たいいま議題となりました両法律案につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案は、一般市民が不発弾などにより甚大な被害を受けて

クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律

きたクラスター弾を規制するため、平成二十年五月に採択されたクラスター弾に関する条約の適確な実施を担保するため、クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、我が国が非締約国の条約への参加を積極的に働きかける必要性、クラスター弾の所持の状況及び廃棄過程を公開する必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

.....(略).....
以上、御報告申し上げます。